

# 給与等の口座振込実施要綱

## 1 対象者

一般職の職員，常勤の特別職，議員，行政委員，嘱託職員で口座振込を希望するもの。

## 2 対象給与等

例月給与（寒冷地手当を含む。），期末・勤勉手当，児童手当，給与差額および源泉所得税年末調整還付金

## 3 振込方法

### (1) 指定額振込および指定額現金支給

#### (ア) 全額振込

1人3口座（期末・勤勉手当は1人2口座）まで指定可。

2口座への振込の場合，第1口座へ千円単位（指定額），第2口座へ残額を振込。3口座への振込の場合，第1・2口座へ千円単位（指定額），第3口座へ残額を振込。

※ 給与差額，源泉所得税年末調整還付金および給与に係る追給の振込口座は同一のものとし，1口座に全額振込のみの取扱いとする。また，児童手当も同様の取扱いとする。

#### (イ) 指定額振込残額現金支給

1人2口座（期末・勤勉手当は1人1口座）まで指定可。

指定額は千円単位とし，千円未満の端数は第1口座に振込。

#### (ウ) 指定額現金支給残額振込

現金指定額は千円単位とし，残額振込は1人2口座（期末・勤勉手当は1人1口座）まで指定可。

2口座への振込の場合，第1口座の指定額は千円単位とし，千円未満の端数は第1口座へ振込，残額は第2口座へ振込。

### (2) 端数のみ振込（千円未満）

### (3) 実績手当振込

実績手当は第1口座へ振込，残額は第2口座へ振込。

## 4 取り扱い金融機関

振込可能な金融機関

## 5 振込口座の指定

本人名義の普通預金または当座預金

## 6 振込通知

給与等支給明細書への振込額の記載をもって振込通知とする。

## 7 振込不能時の取り扱い

口座なし等で振込不能の場合は、現金支給とする。

## 8 振込給与等の引出し時間

給与等支給日の午前9時半から引出し可能とする。

## 9 金融機関等の変更および新規申し込み

振込金融機関、口座および振込・現金の各指定額の変更については、年2回（2月申し込み4月変更、8月申し込み10月変更）とする。

ただし、新規申し込みおよび口座解約等やむを得ない場合の変更は、随時受付をする。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。